

特集

## 平和行動

### 戦後70年を迎えるにあたって

「平和」は、私たちが安心して働き、暮らすためのすべての礎であることは、全組合員の皆さんが共有できることと思います。

連合は基本目標のひとつに、主権在民、基本的人権、恒久平和を基調とする日本国憲法の理念に沿った自由、平等、公正で平和な社会を実現することを掲げ、結成以来四半世紀に亘り、国民とともに平和運動を進めてきました。

多くの組合員の皆さんが参加してきた沖縄、広島、長崎、根室の平和4行動は、地域を代表する平和運動の中核となっています。

この間、平和を巡る世界情勢は、連合結成直後の東西冷戦構造終焉後、中国やインドなど新興国が台頭する一方、民族、宗教、地域をめぐる対立やテロの発生など大きく変化し、地球規模での不安定化は深刻さを増しています。

こうした中であって、現政権である安倍政権は、国民的合意形成や立憲主義の原則を軽視し、国民の懸念にこたえないまま安全保障法制を推し進めようとしています。

戦後70年、私たちが今一度、真正面から向き合うべきは、日本が他の国々、とりわけアジア諸国の人々に与えた苦痛と悲しみ、そして、多くの日本国民が戦場に散り戦禍に倒れた事実であり、敗戦の経験と共に残された多くの教えです。

また、危険と隣り合わせの米軍基地とともに暮らしている人々、原爆の後遺症に苦しみ、いわれない差別にさらされてきた人々、生まれ育った島を追われ、ふるさとに戻れない人々、そして、今もなお戦争の爪痕に苦しむ人々がいることも決して忘れてはなりません。

私たちには、戦禍をくぐり抜け過酷な体験にさらされた人々と同じ時代に生きるものとして、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代にしっかりと継承していく責務があります。

連合はこれからも、平和への願いを全ての仲間と共有し、平和4行動にしっかりと取り組んでいくとともに、「人間の安全保障」、すなわち貧困撲滅、人権確立など徹底して社会正義を追求し、平和への脅威に徹底して対峙していきます。

第70回中央委員会特別決議より



## ねっと

福岡県に寄せられる労働相談件数が過去最高を更新したそうです。県の認識では、企業業績は上向き、雇用も生まれているというのに何故でしょう。普通なら、いわゆる「売り手市場」の傾向になれば、働く者に有利な環境ができていくものと思っていたのですが、どうやらそのような認識は甘いようです。

日本労働弁護団会長を担われたことがある宮里邦雄弁護士は、ご自身の著書で、「世の中にあまり守られ

ない法律がある。理由はいろいろ考えられるが、第1は、使用者が当然守るべき法律を守っていない。法律を知らないか、知っていても守ることをサボっている。第2は、働く側も労働法を知らないために、法が守られていないことに気づいていない。知っているが、法を守れと使用者に求めることが出来ない」と書いてあります。

知ることは権利行使の第1歩。知って貰うための運動はやはり重要です。

# 6月 は 男女平等月間 です

連合は、6月を「男女平等月間」と位置づけ「女性が活躍できる社会」をめざすため、2015年春季生活闘争において男女平等社会実現に向け「第4次男女平等参画推進計画」で確認された目標達成のため取り組みを進めています。

## 連合第4次男女平等参画推進計画の「3つの目標」とは

- 目標 ① 働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)の実現と女性の活躍促進
- 目標 ② 仕事と生活の調和
- 目標 ③ 多様な仲間の結集と労働運動の活性化

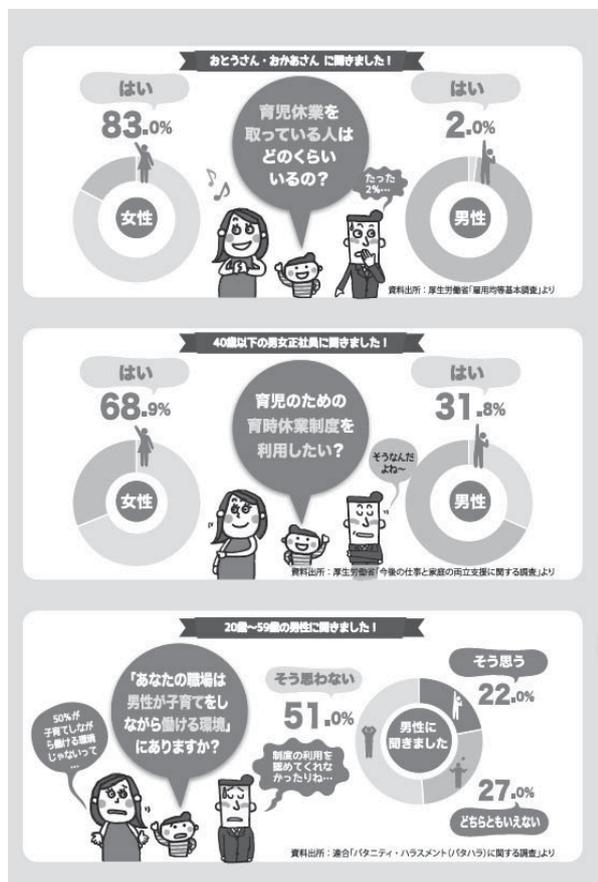
2015年は1つ目の目標の最終年です。「運動方針に男女平等参画推進」と3つの目標の取り組みを明記している組織が100%にするということです。最終的に、連合の女性参画を2020年までに30%としていくことを目標にしています。職場・家庭・地域における男女平等参画の重要性について、組織内外の合意形成をはかるため、連合、構成組織、地方連合会が一体となり、男女平等の職場・社会づくりに向けた取り組みを行うことが求められています。

また、2015年は「男女雇用機会均等法」制定30年の節目でもあり、また、第189回通常国会においても「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」が審議されています。しかし、現実には、「女性が働きやすい」という状況ではありません。

6月に実施された「全国一斉労働相談ダイヤル」は、「働く女性」をテーマに労働相談を受け付けました。女性からの労働相談には「セクハラ」「マタハラ」の内容が多く「会社にセクハラを相談したが対応してもらえない」「妊娠を報告したところ、辞めてほしいと言われた」など、働き続けたいという女性が多くいるにも関わらず続けられない状況も明らかとなりました。

連合は、すべての女性が活躍できる社会環境の整備に向けて、実効性のある法律の早期成立を求めています。女性が安心して働ける職場は、すべての労働者が働きやすい職場になることにもつながります。

女性が仕事を通じていきいきと活躍できる社会をみなさんで作っていきましょう。



# STOP THE 格差社会!

## 各地の取り組み

～5.27一斉行動までの一連の記録～

連合は、「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」キャンペーンの柱の一つとして「年金積立金はだれのもの？」の取り組みを追加することを確認し、全国的に世論喚起に向けたキャンペーンを実施しています。

連合福岡は、4月29日の第86回メーデーにおける特別決議の採択を受け、連休直後より各地域協議会においてキャンペーン行動を展開しています。そしてその最終行動として、5月27日には、福岡市天神と北九州市小倉において、街頭アピール行動、ならびに屋内集会を開催しました。

2回廃案となったにも関わらず、今国会で三度目の審議に付された労働者派遣法改正案と、活発化している労働関係法改正の動きは、働く私たちにとって見過ごせない課題です。加えて、今国会での審議は見送られるようですが、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の、リスク性資産割合を高める内容に基本ポートフォリオを変更した問題も看過できません。

これからも行動が続きます。連合福岡に集う組合員の皆さんの力を結集しましょう。

筑紫・朝倉地協



北筑後地協



遠賀川地協



京築・田川地協



南筑後地協



福岡集会で挨拶する高島会長



天神で激励演説中の大久保参議院議員



小倉で激励演説中の城井元衆議院議員



北九州集会で挨拶する西村事務局長

## 医療保険制度改革関連法案の成立に対する連合本部事務局長談話(要旨)

1. 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した。

被用者保険関係5団体が強く反対した後期高齢者支援金の全面総報酬割で生じる国費の多くを国保の財政支援に活用する、いわゆる「国費の肩代わり」については、国会審議においても、納得できる説明は得られなかった。

国民医療費の最大の支え手である被用者保険の被保険者、事業主、保険者の主張が顧みられなかったことは、医療保険制度への信頼を損ねるものであり、将来に禍根を残したと言わざるを得ず、極めて遺憾である。

2. 法律において、国民健康保険の保険者を都道府県と市町村などとし、財政責任は都道府県、実務は市町村が担うことや、協会けんぽに対する国庫補助率16.4%の維持などは、連合の考え方と概ね一致しており評価できる。

しかし、医療費適正化対策が不十分なまま、国保に対する国の財政責任を被用者保険の負担増に転嫁することは、改定ルールを無視した標準報酬月額の上限引き上げも相まって、今後も社会保険への信頼が維持されるのか疑問である。また患者申出療養については、安全性・有効性の担保や国や企業の責任のあり方など、多くの懸念が残されたまま、詳細は今後の中央社会保険医療協議会での検討に委ねられた。

3. 連合は、「国費の肩代わり」の撤回を求めて、経団連、日商、健保連、協会けんぽと共同で2回にわたり意見を表明してきた。また、衆議院厚生労働委員会で意見陳述を行い、負担の納得性・公平性の確保が重要であることを強調し、被用者保険による「国費の肩代わり」の撤回や、高齢者医療の抜本改革の実現など、連合の対応方針にもとづき意見を主張した。参議院厚生労働委員会の附帯決議には、「被用者保険の保険者及び被保険者に十分な説明を行い、その理解と納得を得るよう努めること」などが盛り込まれたことは評価するが、法案修正に至らなかったことは極めて残念である。

4. 高齢化が急速に進行する中、国民皆保険の堅持、保険者機能発揮、被用者の納得性確保を通じて持続可能な医療保険制度の確立が不可欠である。そのため連合は、高齢者医療の抜本改革を通じた公的医療保険制度の再構築と、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、取り組みを進めていく。

以上

### SCHEDULE

これからの主な日程

- 6月16日 ▶ 第7回政策委員会  
 18日 ▶ 連合福岡推薦労働審判員研修会  
 20日 ▶ 女性委員会「男女平等月間学習会」  
 21日 ▶ 第3次狭山再審闘争勝利！福岡県総決起集会  
 22日 ▶ 四役会議  
 23日 ▶ 平和行動in沖縄  
 26日 ▶ 第22回執行委員会  
 第24回連合福岡議員懇談会定期総会
- 7月17日 ▶ 政策・制度セミナー  
 24日 ▶ 四役会議  
 28日 ▶ 第23回執行委員会

### 連合福岡主催 ほんでも法律相談

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・労福協に電話で予約して下さい。  
 10時～17時（土日祝日を除く）

エリア	7月	8月	エリア	7月	8月
福岡	14日(火)	11日(火)	遠賀川	31日(金)	28日(金)
	28日(火)	25日(火)			
筑紫・朝倉	7日(火)	4日(火)	北九州	15日(水)	19日(水)
北筑後	28日(火)	18日(火)	京築・田川	1日(水)	5日(水)
南筑後	8日(火)	12日(水)			

どなたでも 他金融機関・コンビニATM  
ご利用手数料を

## キャッシュバック!

〈ろうきん〉カードで、他金融機関<sup>※1</sup>やコンビニのATMを利用した際にかかる利用手数料を、キャッシュバック<sup>※2</sup>いたします。

●1回につき108円をご利用いただいた口座へ入金いたします。

※1 都市銀行・信託銀行・地方銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合など全国キャッシュサービス(MICS)に加盟の金融機関およびゆうちょ銀行のATM。  
 ※2 他金融機関ATM・CD(共同設置ATM・CDを除く)の時間外手数料は還元対象になりません。



つかえるろうきん みんなのろうきん 九州ろうきん

マイカー共済とあわせての加入を

## 自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

### 支えあうことの安心を、広げたい。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



全労済福岡県本部  
 (福岡県労働者共済生活協同組合)  
<http://www.zenrosai-fukuoka.coop/>

保障のことなら  
**全労済**  
 全国労働者共済生活協同組合連合会  
 4014J007